

第 45 期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

法人の全体的事項

公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団（以下「事業団」という。）は、財団法人として昭和55年に船橋市の出捐により設立されました。

事業団は船橋市に居住する高齢者、障害者及び母子家庭の母、寡婦を会員とし、それぞれの希望に応じて、経験や技能、能力を生かした、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を開拓、提供し、就業等を通じて各人が生きがいの充実と社会参加の促進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした法人であり、高齢者と地域の福祉の向上に寄与し、高齢者等が働くことができる多様な就業機会の確保や提供について取り組んでいます。

平成24年4月1日付で公益財団法人への設立登記を完了し、公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団として高齢者等への就業支援、また生活支援サービス等の提供に努めています。

事業概要

令和6年度事業計画は、3年目となる中期経営計画に基づき「会員の拡大」、「就業機会の拡大」、「安全及び適正就業の推進」、「事務局体制の強化」について、具体的項目を定め取り組んでまいりました。

令和6年度の受注件数は、前年度から62件減少の5,223件、契約金額は、前年度から約260万円増額の約7億8,420万円で、それぞれほぼ横ばいの推移となっており、中期経営計画の目標数値には至りませんでした。

会員の拡大については、課題となっている女性会員拡大のため、会員募集チラシには新たに女性会員が就業している写真を掲載のうえ「女性会員活躍中！」と記載し、社会福祉協議会発行の「ふなばし福祉」には女性会員の募集を強調した広告を掲載し、事業団所有の車両には「女性会員活躍中」と強調した会員募集のマグネットシートを貼るなど工夫をいたしましたところ、令和6年度末の女性会員は271人で、前年度末から11人増加しております。

また、会員募集チラシ、パンフレットの市関係機関への配架やPR活動の場となる社会福祉協議会主催の地域福祉まつりや市民まつりに参加し、事業団のPR活動に努めました。

令和6年度の入会者数は、前年度から17人減少の193人で、退会者数は、会員の高齢化等に伴い、前年度から15人増加の252人で、会員数は、前年度から59人減少の1,185人となり、中期経営計画の目標数値には至りませんでした。

安全就業対策としては、安全管理委員会による巡回指導を実施し、就業中の会員に安全点検等を行いました。また、除草作業で刈払機を使用する会員への講習会を実施し、会員の事故防止や安全意識の高揚に努めました。

会員の就業意欲向上に繋がる5年継続就業会員表彰の式典については、船橋市の中央公民館において表彰式を開催し、該当者84名に感謝状と記念品を贈呈しました。

事業内容

1 会員の拡大

会員募集のチラシやパンフレットの市関係機関への配架や事業団ホームページの掲載や関係機関の広報誌などによる会員募集案内を実施しました。入会説明会・就業面談会を24回実施しましたが、入会説明会ではDVD動画を活用し、分かりやすく説明を行い、会員拡大に努めた結果、説明会に240名が参加し、そのうち193名の方が入会しました。

退職者への会員入会促進を目的に、市内の多くの企業が会員となっている市商工振興課の連絡ツール等で事業PRできるように協議を進めています。

また、会員向け広報誌により会員が広告塔になり市民に入会を促す一人1会員入会運動の推進を会員に働きかけるなど、会員の入会促進に努めました。

2 就業機会の拡大

就業機会の拡大についても、市関係機関へ事業団PRのチラシやパンフレットの配架や市民まつり等のイベントでのPR活動を行うと共に、事業団ホームページに仕事の情報掲載などを行い受注の拡大やより多くの会員が就業機会を得られるよう引き続き職員が会員と就業状況の確認を行い、厚生労働省と全国シルバー人材センター事業協会が作成した適正就業ガイドラインに基づきワークシェアリングによる就業に努めました。

また、問い合わせのあった企業等につきましては、会員のニーズとマッチングするよう業務内容について細かく協議をし、新たな就業機会の拡大に努めました。

事業団のPRに向けた新たな取り組みとして、船橋商工会議所が運営する船橋ビジネスマッチングサイトに登録しましたので、今後、新たな情報発信について検討してまいります。

3 安全及び適正就業の推進

会員の就業における事故防止を目的として、安全管理委員会による巡回指導を2回実施し、植木作業と駐輪場整理の現場において安全点検を行い、事故の再発防止に努めました。

また、事業団広報誌「生きがい船橋」や「安全ニュース」により、会員の健康管理や安全・事故防止についての記事を掲載し、健康管理や事故防止の意識の向上を図りました。

適正就業については、会員の就業状況を把握し、厚生労働省と全国シルバー人材センター事業協会の作成した適正就業ガイドラインに基づきシルバー人材センター事業の基本となる臨時的かつ短期的または軽易な業務であることについて、発注者に理解を求め適正就業の推進を図りました。

4 事務局体制の強化について

年々変化するシルバー事業に即応するため、近隣他市のシルバー人材センターなどとの情報交換に努めました。また、行政等の関係機関と連携し、事業への協力体制に取り組みました。

5 その他

多くの市民等の利用者に、より良いサービスを提供するため、自転車等駐車場整理業務と街頭指導業務会員向けの接遇向上研修会を対象会員全員に実施しました。

また、技能・技術の向上や安全就業の徹底を図るため、植木の剪定、除草の作業に係る刈払機、筆耕に対する講習会及び着付に対する勉強会を実施しました。

契約関係について、以前は発注者と事業団、事業団と会員が契約関係にありましたが、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）が令和6年11月1日に施行されたことに伴い、包括的契約への移行を進めたことにより、発注者と会員の間には直接的な契約関係が生じることになりました。この新しい契約方式については、発注者及び会員に丁寧の説明を行い、順次移行しております。

船橋市生きがい福祉事業団がシルバー人材センターであることが分かりづらいとの意見をいただいていることから、ホームページやチラシなどに「(シルバー人材センター)」と併記するなど工夫をしました。